

■第7回地域審議会の日時・場所

審議会名	日時	会場
西条地区 地域審議会	11月22日(木) 13時30分	市庁舎本館 5階大会議室
丹原地区 地域審議会	11月28日(水) 10時	丹原総合支所 3階第31会議室
東予地区 地域審議会	11月29日(木) 13時30分	市民会館(東予総合支所隣) 3階第5会議室
小松地区 地域審議会	11月30日(金) 13時30分	小松総合支所 2階ホール

地域審議会を開催します

地域審議会は、新市建設計画の変更や執行状況などについて、市長から委嘱された委員の皆さんに審議していただくものです。

今回は第7回目、左表の日程で開催する予定です。

傍聴を希望される方は、直接会場へお越しください。

■問合せ

市庁舎本館企画課
地域振興係

TEL 0897-52-1346

各総合支所総務課
総務調整係

下水道受益者負担金・分担金の納期です

11月は下水道に係る受益者負担金・分担金の納期です。

最寄りの金融機関で納めてください。

■対象の納期限

旧西条市賦課分

第3期 11月30日(金)

■問合せ 市庁舎本館下水道業務課

TEL 0897-52-1224

災害遺児福祉手当

交通事故、労働災害、天災などで生計を維持していた父母等が死亡・障害(1級)の状態となった児童の福祉を増進するため、県では災害遺児福祉手当を支給しています。

■支給対象

義務教育終了前または高等学校に在学する遺児の保護者

■支給額

遺児1人につき月額3千円

■問合せ

市庁舎別館女性児童福祉課
子育て支援係

TEL 0897-52-1337

各総合支所市民福祉課
福祉係

「旬彩カレンダー」を配布します

恵まれた自然環境の中で育まれた西条産品の食材。この食材を使った料理やそのレシピを紹介する「旬彩カレンダー」を希望者に無料で配布します。

配布を希望される方は、11月30日(金)までにお申し込みください。

■配布部数 1200部(1世帯につき1部。先着順)

■配布日

12月11日(火)～14日(金)

■配布場所 各公民館

■申込先 市庁舎本館産業振興課

ふるさと産品係

TEL 0897-52-1490

愛媛ふるさと暮らし応援センター、e移住ネット開設

愛媛県では、愛媛への移住や中長期滞在を希望される方からの相談を受け付ける「愛媛ふるさと暮らし応援センター」と、移住希望者が必要とする情報を一元的に提供するポータルサイト「e移住ネット」を9月に開設しました。お知り合いに愛媛への移住

などを希望される方がいましたら、センターなどが開設されたことをご紹介ください。

■愛媛ふるさと暮らし応援センターの所在地・連絡先

松山市三番町4丁目10-1

愛媛県三番町ビル2階

(財)えひめ地域政策研究センター内

TEL 089-932-7841

■e移住ネットのアドレス

<http://www.e-iju.net>

下水道何でもクエスチョン?

Q: 川が汚れるってどういうこと?

A: 水は毎日の生活になくはならないもの。洗濯や炊事など私たちが普通に生活するだけで汚れた排水が出てしまい、川はだんだん汚れていきます。汚れが少ないときには、肉眼では見ることができない小さな生物(微生物)が3大栄養素である炭水化物やタンパク質、脂肪などの有機物(汚れ)を食べて分解し、水をきれいにしてくれます。これを川の自浄作用といいます。

ところが汚れが多くなると、この微生物が有機物を分解しきれなくなり、汚れが残ったままになってしまいます。このように川の自浄作用を超えた汚れが流入すると、臭くて、汚い川になっていくのです。



下水道についての疑問を下記までお寄せください

市庁舎本館下水道工務課 下水道維持係 TEL0897-52-1576
日本下水道事業団四国総合事務所 TEL089-927-7271
E-mail Nagatani@jswa.go.jp

最低賃金改正のお知らせ

平成19年10月25日からの愛媛県最低賃金は
1時間 623円
に改正されました。

問合せ

愛媛労働局賃金室

TEL089-935-5205

新居浜労働基準監督署

TEL0897-37-0151